

駐車許可申請に係る注意事項

下記の内容をよく確認のうえ、申請してください。不明な点がある場合は、学生支援課にお尋ねください。

1 下記①と②の要件を共に満たしている場合に申請できます。

①自宅（申請者が実際に居住している住所＝大学に登録されている現住所）と大学（学生ロビー付近の基準地点で計測。下図参照）との間の直線距離が5 km以上であること。

図) 大学の計測基準地点
=32°48'21.3"N 130°45'52.4"E



(Google マップで上記の緯度・経度を検索することで確認できます。)

②学部生・院生の場合は、大学が実施する定期健康診断を受診していること。(受診していない場合は、自費で健康診断を受診し、健診結果を保健センターに提出済みであること。)

なお、下記の例のような止むを得ない事情があると認められるときは、上記①を満たしていても申請を受け付ける場合がありますので、学生支援課に相談してください。

例)・社会人院生で勤務先から直接、自動車で大学に来なければ授業に間に合わない。

- ・ケガや病気、障がいにより、徒歩や自転車、公共交通機関等での通学が困難である。
- ・卒論研究のため学外で活動を行っているが、授業終了後すぐに自動車で移動しなければ現地での活動に支障がある。

2 駐車許可申請書は、必要事項を記入・押印のうえ、通学に使用する自動車の車検証のコピー（車検の有効期限記載のあるもの）を添付し、申請ボックス（本部棟1階の記入台横に設置）に投函するか、学生支援課窓口に提出してください。

なお、自動車の変更や駐車許可証の汚損または有効期限切れにより許可証の再発行を希望する場合は、既交付の許可証も駐車許可申請書に添付してください。

3 許可された場合、駐車許可証は学生支援課窓口（受付時間：平日の8：30～12：20、13：20～17：15）で交付します。駐車許可申請書を提出（または申請ボックスに投函）してから、土日祝日を除いて2日後の15時以降に受け取りに来てください。

なお、要件を満たしていない、申請書に不備がある等により不許可の場合は、その旨を学生支援課窓口でお伝えします。

4 駐車許可申請書を提出しても、駐車許可証を交付されるまでは原則、学内に駐車できません。

問い合わせ 熊本県立大学学生支援課

電話：096-383-7896

Eメール：gakusei@pu-kumamoto.ac.jp